

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第三号による
居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準（中央区）

20 中都建第523号
平成21年4月1日

1 目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定にあたり、同項第三号による建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについて、本区における基準を定め、長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務の適正かつ円滑な運用を図る。

2 居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準

地区計画等の区域内における取扱い

次の地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項に適合しない場合は、認定を行わない。ただし、地区計画の目的に則した計画として許可を受けた場合は、この限りでない。

東京都市計画京橋地区地区計画

東京都市計画築地地区地区計画

東京都市計画新川・茅場町地区地区計画

東京都市計画日本橋問屋街地区地区計画

東京都市計画人形町・浜町河岸地区地区計画

東京都市計画佃二・三丁目地区地区計画

東京都市計画月島一丁目地区地区計画

東京都市計画月島二丁目地区地区計画

東京都市計画月島三丁目地区地区計画

東京都市計画月島四丁目地区地区計画

東京都市計画勝どき一・二丁目地区地区計画

東京都市計画勝どき三丁目地区地区計画

東京都市計画勝どき四丁目地区地区計画

東京都市計画銀座地区地区計画

東京都市計画日本橋・東京駅前地区地区計画

東京都市計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画

東京都市計画浜町二丁目地区再開発地区計画

東京都市計画日本橋浜町三丁目西部地区再開発地区計画

東京都市計画晴海一丁目地区再開発地区計画

東京都市計画晴海地区地区計画

東京都市計画月島駅前地区再開発地区計画

東京都市計画勝どき六丁目地区再開発地区計画

東京都市計画勝どき駅前地区地区計画

景観計画の区域内における取扱い

次の景観計画の区域内において、申請建築物が当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る）に適合しない場合は、認定を行わない。

東京都景観計画

都市計画施設等の区域内における取扱い

次の区域内においては、認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅、区画整理地内の除却が不要な住宅及び住宅地区改良法第6条に規定する基本計画に適合する住宅のように、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合は、この限りでない。

都市計画法第4条第4項に規定する促進区域

都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

住宅地区改良法第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区